



平成〇〇年度
電源 I 周波数調整力契約書

〇〇〇〇〇〇

北陸電力株式会社

電源 I 周波数調整力契約書

〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）とは、平成〇〇年〇〇月〇〇日に乙が公表した「平成〇〇年度 電源 I 周波数調整力募集要綱」（以下「募集要綱」という。）に応じて甲が落札した電源 I 周波数調整力の提供について、次のとおり契約する。

（電源 I 周波数調整力）

第 1 条 甲は、乙が乙の供給区域における周波数制御や需給バランス調整等を実施するために、乙の指令に従い、別紙 1（契約電源等一覧表）の電源等（以下「契約電源等」という。）により生じた調整力を用いて、電源 I 周波数調整力を乙に提供するものとする。

2 本契約において、電源 I 周波数調整力の提供とは、次のものをいう。

（1）甲が、常時、第 3 条に規定する受電地点において、契約電源等のうち、同条に規定する契約電力を、乙の指令に従い運転可能な状態で維持（以下「待機」という。）すること。

（2）甲が、乙の指令に従い、起動または停止および契約電源等を契約電力の範囲内で運転すること。

（契約電源等）

第 2 条 契約電源等は、次の単位で設定するものとする。

（1）契約電源等が発電設備の場合、原則として発電機単位で設定するものとする。

（2）契約電源等が DR を活用したものである場合、原則として乙の託送供給等約款（以下「約款」という。）にもとづいて定めた需要場所単位で設定するものとする。ただし、アグリゲータが複数需要場所の DR を集約して電源 I 周波数調整力を提供する場合は、当該複数の需要場所をまとめて 1 契約電源等とする。

（定格出力、契約電力、受電地点、電圧、力率、電気方式および周波数）

第 3 条 契約電源等の定格出力、契約電力、受電地点、電圧、力率、電気方式および周波数は別紙 1 のとおりとする。

（送電上の責任分界点）

第 4 条 送電上の責任分界点は、契約電源等ごとに別紙 1 のとおりとする。

（財産分界点および管理補修）

第 5 条 財産分界点は、契約電源等ごとに別紙 1 に定めるものとし、この分界点より甲側

は甲が、また乙側は乙がそれぞれ管理補修の責任を負うものとする。ただし、財産分界点より甲側または乙側において、設備所有者がそれぞれ甲・乙とは異なる場合、管理補修の責任は設備所有者が負うものとする。

(設備要件)

第6条 甲は、契約電源等について、募集要綱に記載の設備に関する要件を満たしていることを確約する。

(運用要件)

第7条 甲は、契約電源等について次の各号の運用要件を満たすものとする。

- (1) 乙の指令から5分以内に、乙の指令に従って、契約電力まで出力増減が可能であること。
 - (2) 次条で協議によりあらかじめ定める点検等の期間（以下「作業停止期間」という。）を除き、乙の指令に従った運転および待機が可能であること。
 - (3) 運転中の契約電源等については最初の乙による指令時刻から、停止中の契約電源等については1日の中で最初の乙の指令による並列時刻から、原則として、8時間にわたり乙の指令に応じた運転継続が可能であること。
 - (4) 契約電源等や周波数調整機能等に不具合が生じた場合、速やかに乙に連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めること。
 - (5) 契約電源等や周波数調整機能等の不具合が解消した場合、速やかに乙に連絡すること。
 - (6) 第2号の要件を満たすため、乙の承諾を得た場合を除き、電源I周波数調整力の提供を目的に運転および待機する契約電源等の契約電力を本契約の目的以外に活用しないこと。
- 2 甲は、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、乙の指令に従うものとする。

(停止計画)

第8条 甲は、乙が別途定める期日までに、第13条に定める電源I周波数調整力の提供期間における契約電源等の停止計画の案を乙に提出し、乙との協議により停止計画を決定するものとする。

- 2 甲は、前項の停止計画の案の策定および乙との協議にあたっては、次の各号の事項を遵守するものとする。
- (1) 停止時期は、原則として高負荷期を除く時期に設定すること。ただし、事前の協議により乙が高負荷期に設定することを認めた場合は、この限りでない。
 - (2) 停止時期は、法令上可能な限り検査時期の間隔をあける等して設定し、作業停止期間短縮に努めること。
 - (3) 乙が停止時期の変更を希望した場合、特別な事情がない限りこれに応じるこ

と。

(料金の算定)

第9条 料金は、別紙2（月間料金一覧表）に定める月間料金に第20条で定める消費税等相当額を加算した金額とする。

～収入金課税の契約者に対しては、下記の通り置き換える～

料金は、別紙2（月間料金一覧表）に定める月間料金に第20条で定める消費税相当額および事業税相当額を加算した金額とする。

～ここまで～

なお、乙の指令に従い契約電源等の運転を行なったことに伴う料金については、別途締結する電源Ⅱ周波数調整力契約書にもとづき算定し、当該契約にもとづき請求および支払いを行なうものとする。

2 第14条、第15条、第18条、その他事由により、提供期間の途中で本契約が終了する場合、契約終了日を含む月の月間料金については、契約終了日までの日割計算により算出された金額とする。

(停電割戻料金)

第10条 乙の指令の有無にかかわらず、契約電源等において、乙の責とならない甲の電力設備の事故や当日の計画外の点検等の事由により、甲が電源Ⅰ周波数調整力の全部または一部を乙に提供できない場合は停電状態（以下「停電」という。）とし、停電発生当日の停電時間に対して停電割戻料金を次項のとおり算定する。ただし、停電を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものであると乙が認めた場合は、停電割戻料金の対象としないことができるものとする。

2 停電割戻料金については以下の式にて算定するものとする。

$$\text{停電割戻料金} = \frac{\text{別紙2に定める年間料金}}{8,760 - 24 \times 40} \times \text{停電割戻対象時間} \times 1.5$$

3 前二項にて算定した停電割戻料金を当該月の翌月（提供期間の最終月のみ当該月の月間料金から割引くものとする。ただし、提供期間の最終月の月間料金から停電割戻料金を割引くことができない場合、甲は乙に停電割戻料金を支払うものとする。

(超過停止割戻料金)

第11条 契約電源等において、乙の指令の有無にかかわらず、乙の責とならない甲の電力設備の事故や点検等の事由により、停電を生じた日数（前条による停電割戻料金を適用した日をのぞき、以下「停止日数」という。）の提供期間を通じた累計が40日を超過した場合は、超過した日数（以下「超過日数」という。）について超過停止割戻料金を次項のとおり算定する。

なお、1日において24時間に満たない停電が発生した場合においても停止日数1日として算定するものとする。

ただし、甲が、別途乙との間で電源Ⅱ周波数調整力契約書を締結した電源等の中から、代替電源等を用いて電源Ⅰ周波数調整力を提供し、乙が停電の対象としないと認めた場合、および停電を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものである場合において、甲と乙との協議にて合意した期間については、停電の対象としないことができるものとする。

2 超過停止割戻料金については以下の式にて算定するものとする。

$$\text{超過停止割戻料金} = \frac{\text{別紙2に定める年間料金}}{365 - 40} \times \text{超過日数}$$

3 第1項の停止において、甲が電源Ⅰ周波数調整力契約電力の一部を乙に提供すること（代替電源による提供を含む。）を事前に申し出、乙がそれを認めた場合、第1項の停止日数を以下の式にて修正したうえで合計するものとする。

$$\text{修正後の停止日数} = \frac{\text{電源Ⅰ周波数調整力契約電力} - \text{一部供出電力}}{\text{電源Ⅰ周波数調整力契約電力}}$$

4 第2項にて算定した超過停止割戻料金を提供期間の最終月の月間料金から割引くものとする。

（料金等の支払い）

第12条 第9条、第10条および前条により算定した料金については、原則として、翌月15日までに相手方に請求し、相手方は同月22日（ただし、22日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日）までに支払うものとする。ただし、請求書の受領が同16日以降であった場合は、請求書受領後10日以内（ただし、請求書受領後10日にあたる日が、金融機関の休業日の場合は、翌営業日）に相手方に支払うものとする。

2 前項の支払いが、それぞれの支払期限までに行なわれなかった場合、支払期限の翌日以降の延滞日数に応じ年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。）の延滞利息を相手方は支払うものとする。

3 第10条に定める停電割戻料金と、前条に定める超過停止割戻料金との合計が、別紙2に定める当該月の翌月（ただし、提供期間の最終月のみ当該月）月間料金を上回る場合は、甲が、その差額を乙に支払うものとし、当該支払いについては、第20条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加算したうえで、前二項に準じて行なうものとする。

(電源Ⅰ周波数調整力の提供期間および契約の有効期間)

第13条 本契約にもとづく甲から乙への電源Ⅰ周波数調整力の提供期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

2 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

(合意による解約)

第14条 甲乙いずれか一方がやむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除)

第15条 甲または乙が、本契約に定める規定に違反した場合、甲または乙は違反した相手方に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものとする。

2 前項の催告を行なった後、30日を経過しても相手方が本契約を履行しなかった場合、甲または乙は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。

3 甲または乙が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、または次の各号に該当する場合、甲または乙は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができる。

(1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合

(2) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合

(3) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合

(4) 公租公課の滞納処分を受けた場合

4 甲と乙が締結する電源Ⅱ周波数調整力契約書が解約または解除された場合、本契約も解約または解除されるものとする。

(解約または解除に伴う賠償)

第16条 本契約の解約または解除において、その責に帰すべき者の相手方に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の承継)

第17条 甲または乙が第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に書面によりその旨を通知し、

相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会勢力への対応)

第18条 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知・催告を要しないで、ただちに本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除されたものは損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

- (1) 相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 反社会的勢力を利用するなどしたと認められる場合
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合（乙が電気需給契約にもとづき電気を供給する場合を除く。）
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、次のいずれかの行為を行なった場合
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた要求行為
 - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為

2 甲および乙は、自らが前項各号に該当しないことを確約し、将来も前項各号に該当しないことを確約するものとする。

(損害賠償)

第19条 甲または乙が、本契約に違反して、相手方もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害（間接損害および特別損害を含む。）を与えた場合、甲または乙はその賠償の責を負うものとする。

(消費税等相当額および事業税相当額)

第20条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

また、本契約において事業税相当額とは、地方税法の規定により課される事業税に相当する金額をいう。

(単位および端数処理)

第21条 本契約において、料金その他の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。ただし、前条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加算して授受する場合は、消費税および事業税が課される金額ならびに消費税等相当額および事業税相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

(運用細目)

第22条 本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙間で定めるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第23条 本契約の解釈・履行に関する一切の紛争については、富山地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第24条 甲および乙は、本契約の内容について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合または電気事業法およびその他法令にもとづく監督官庁の要請に対して当該監督官庁に提示する場合は、この限りではない。

(協議事項)

第25条 本契約に定めのない事項については、募集要綱、電源Ⅱ周波数調整力契約書、乙の約款、系統運用ルールおよび本契約に付帯して交換する申合書等（以下「本契約等」という。）によるものとする。

2 本契約等により難い特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上，契約締結の証として，本書2通を作成し，記名押印のうえ甲・乙各その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 ○○○○○○○○
○○○○○○○
○○○○○ ○○ ○○

乙 富山県富山市牛島町15番1号
北陸電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員 金井 豊

別紙 1. 契約電源等一覧表

事業者名	契約電源	所在地	号機	定格出力 (kW)	契約電力 (kW)	電圧 (kV)	力率 (%)	電気方式	周波数 (Hz)	受電地点	送電上の責任分界点	財産分界点
□□発電株式会社	××発電所	○○県○○市××	1号機	○○	○○	275	90	交流三相3線式	60			
			2号機	○○	○○	275	90	交流三相3線式	60			
			3号機	○○	○○	275	90	交流三相3線式	60			
			4号機	○○	○○	275	90	交流三相3線式	60			
	○○○発電所	○○県□□市○○	1号機	○○	○○	500	90	交流三相3線式	60			
			2号機	○○	○○	500	90	交流三相3線式	60			
			3号機	○○	○○	500	90	交流三相3線式	60			
	□□発電所	○○県□□村大字○○	1号機	○○	○○	500	90	交流三相3線式	60			
			2号機	○○	○○	500	90	交流三相3線式	60			

別紙 2. 月間料金一覧表

事業者名	契約電源	所在地	号機	契約電力 (kW)	年間料金 (円)	月間料金 (4月～2月) (円)	月間料金 (3月) (円)	その他
□ □ 発電株式会社	××発電所	〇〇県〇〇市××	1号機					
			2号機					
			3号機					
			4号機					
	〇〇〇発電所	〇〇県□□市〇〇	1号機					
			2号機					
			3号機					
	□□発電所	〇〇県□□村大字〇〇	1号機					
			2号機					